

第2次盛岡市公共施設等総合管理計画

令和7年11月

盛岡市

目 次

第1章 公共施設等総合管理計画について

1	計画の目的	1
2	計画の位置付け	1
3	対象施設	2
(1)	普通会計の施設概要	2
(2)	公営事業会計の施設概要	4
4	計画期間	5
5	個別施設計画の策定状況	5
6	これまでの公共施設アセットマネジメントへの取組の経緯	7

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1	建築物系施設及び都市基盤系施設の整備状況	8
(1)	普通会計の施設	8
(2)	公営事業会計の施設	11
2	公共施設等の有形固定資産減価償却率の推移	12
3	公共施設等の維持更新に係る経費見込み	13
(1)	単純更新の場合	14
(2)	長寿命化対策を実施した場合	15
(3)	長寿命化対策を実施した場合の効果額	16
4	人口の推移と今後の見通し	17
5	財政に関する状況	18

第3章 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する方針

1	現状及び課題	19
2	公共施設の管理に関する考え方	19
(1)	量の最適化（次世代に継承可能な施設保有量）	19
(2)	サービスの最適化（ニーズの変化に対応した住民サービスの提供）	19
(3)	コストの最適化（効果的で効率的な施設運営）	19
(4)	性能の最適化（安全に使用できる施設整備）	19
3	保有量縮減目標の試算	20
(1)	維持更新費用による試算	20
(2)	1人当たりの保有面積による試算	21
4	施設管理の取組方針	22
(1)	縮減に向けた最適化の取組方針	22
(2)	点検・診断等の取組方針	23
(3)	維持管理・更新等の取組方針	23
(4)	長寿命化の取組方針	23
(5)	財源確保の取組方針	24

(6) 官民連携の取組方針	24
(7) ユニバーサルデザイン化の取組方針	24
(8) 脱炭素化の取組方針	24
(9) 県や周辺自治体との連携の検討	25
(10) 新技術の導入	25
(11) 用途廃止施設の危険除去方針	25
5 実施体制	25
(1) 計画の管理	25
(2) 盛岡市公共施設保有等検討会議の開催	25
(3) 公共施設アセットマネジメントに対する意識の向上	25
6 P D C A サイクルの推進	26

第4章 施設類型ごとの管理に関する取組方針

1 建築物系施設	27
(1) 市民利用・活動施設	27
(2) 歴史的建造物（文化財・景観重要建造物）	27
(3) 市営住宅	28
(4) 消防屯所	28
(5) 火葬場	28
(6) 清掃関連処理施設	29
(7) クリーンセンター	29
(8) 学校給食センター	29
(9) 駐車場	30
(10) 中央卸売市場	30
(11) 病院	31
2 都市基盤系施設	31
(1) 道路・橋りょう	31
(2) 河川	32
(3) 公園	33
(4) 上水道	33
(5) 下水道	34
(6) 盛岡駅西口地区	34

〔資料〕

用語の解説	35
-------	----

【記載上の注意点】

本計画は、特に表記が無い限り、令和7年（2025年）3月31日現在の施設状況で記載しています。

はじめに

少子高齢・人口減少社会において、公共施設等の需要の変化に伴う施設保有の在り方及び今後の適切な維持管理手法の具体化が必要なことや、厳しい財政状況の中、高度経済成長期以降に大量に建設した施設の老朽化により一斉に更新の時期を迎えることから、維持更新費用等の増加に伴う財源の捻出が課題となっています。

盛岡市では、公共施設アセットマネジメントを進めるため、平成25年（2013年）6月に国の計画に先んじて公共施設保有の最適化と長寿命化のための基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、公共施設保有の最適化として、施設数や施設面積などの保有量の最適化を図ることや、1つひとつの施設を長く大切に使うために、計画的な保全を実施することで供用可能な期間を延ばすことなど、公共施設アセットマネジメントを推進してきました。

国においても、社会資本の老朽化対策による安全・安心の確保を重要な施策課題とした上で、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとし、平成25年（2013年）11月にインフラ長寿命化基本計画を定め、平成26年（2014年）4月には、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための公共施設等総合管理計画を速やかに策定するよう、地方公共団体に要請し、公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（平成26年4月22日付け総財務第75号総務省自治財政局財務調査課長通知）を示したことから、本市においても、平成27年（2015年）2月に盛岡市公共施設等総合管理計画（以下「第1次総合管理計画」という。）を策定しました。

第1次総合管理計画の計画期間が令和7年度（2025年度）で満了となることから、今般「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society 5.0』への挑戦～」（令和元年6月21日閣議決定）や「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改定について」（令和5年10月10日付け総財務第152号総務省自治財政局財務調査課長通知）を踏まえながら、令和8年度（2026年度）を初年度とする第2次盛岡市公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）を策定し、市が保有する全ての公共施設等の適切な保有と維持管理に関する基本的な方針を定めるものです。

第1章 公共施設等総合管理計画について

1 計画の目的

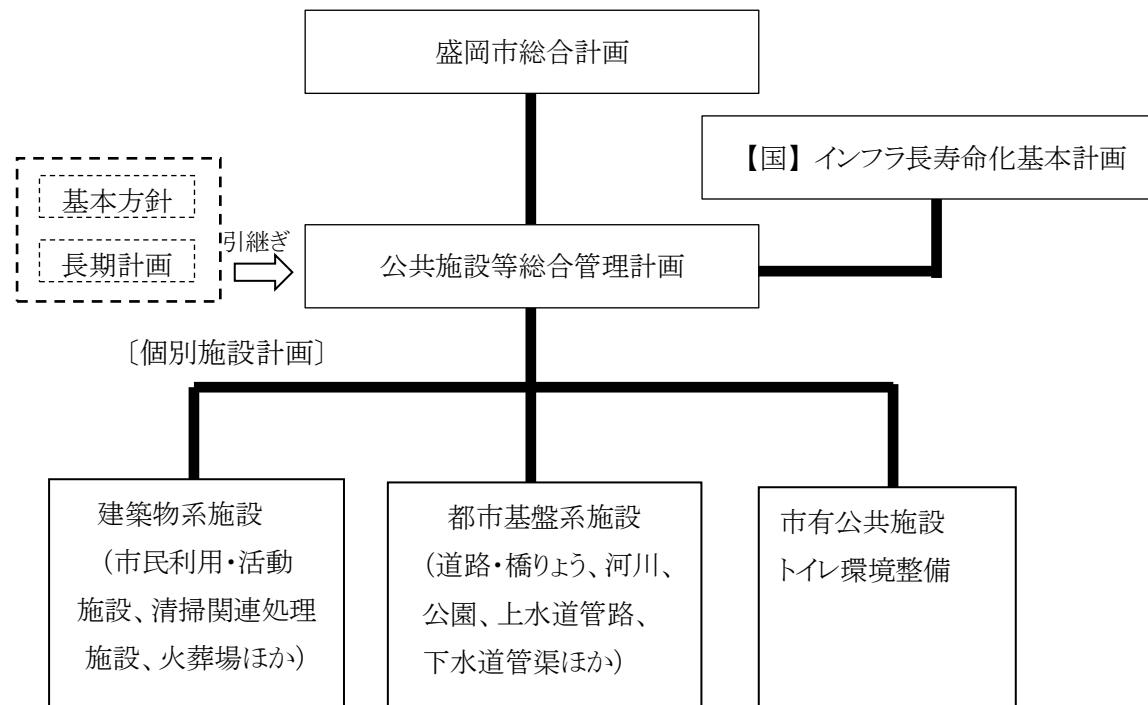
本計画は、本市が保有する全ての公共施設等について、現状や課題などを踏まえながら適正な管理を推進し、将来世代に大きな負担を強いることなく持続可能な市民サービスを提供するため、基本的な考え方や取組の方向性を定めることを目的とします。

2 計画の位置付け

本計画は、盛岡市総合計画実施計画における自治体経営の取組の一つである「アセットマネジメントの推進」の関連個別計画であるとともに、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画に当たるもので、本市の公共施設等管理に関する総合計画として位置付けるものです。

なお、国からの行動計画策定要請以前に策定し、第1次総合管理計画と並行する形で運用していた基本方針及び盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化長期計画（平成26年（2014年）12月策定）（以下「長期計画」という。）は、本計画及び関連する個別施設計画に方針及び方向性等を引継ぎ廃止します。

【体系図】



3 対象施設

本計画では、市の保有する全ての公共施設等を対象とし、普通会計と公営事業会計を分けたうえで、建築物系施設と、道路、河川、上下水道等の都市基盤系施設に分類します。

(1) 普通会計の施設概要

本市が令和7年（2025年）3月31日現在で保有する建築物系施設は、603施設、総床面積は981,345.11m²となっています。

都市基盤系施設は、市道2,142.9km、橋りょう10.2kmなどとなっています。

会計区分	施設区分	対象施設	施設数	施設規模
普通会計	建築物系施設	庁舎	7施設	41,341.77m ²
		支所・出張所	8施設	493.85m ²
		保健施設	4施設	1,524.73m ²
		ホール	5施設	40,193.06m ²
		公民館・集会施設等	70施設	57,834.36m ²
		福祉施設	84施設	34,270.19m ²
		コミュニティ消防センター	27施設	5,944.37m ²
		産業振興施設	5施設	9,542.37m ²
		スポーツ施設	21施設	78,614.51m ²
		レクリエーション施設	7施設	15,959.87m ²
		駐輪場	1施設	2,039.26m ²
		記念館・資料館	11施設	19,338.21m ²
		図書館	3施設	5,568.67m ²
		学校・幼稚園	67施設	415,802.61m ²
		小計	320施設	728,467.83m ²
	歴史的建造物	歴史的建造物	9施設	5,684.33m ²
		市営住宅	159施設	159,747.74m ²
		消防屯所	38施設	2,688.02m ²
		火葬場(火葬棟、駐車場棟、ガバナ棟)	1施設	7,187.79m ²
		清掃関連処理施設(リサイクルセンター、収集センター等)	3施設	4,470.32m ²
		クリーンセンター(建築物、プラント設備)	1施設	10,799.85m ²
		学校給食センター	2施設	5,381.74m ²
		その他(普通財産等)	70施設	56,917.49m ²
		※歴史的建造物 5箇所 1658.10m ² 含む		
		合計	603施設	981,345.11m ²

会計区分	施設区分	対象施設	施設数	施設規模
普通会計 都市基盤系施設	道路・橋りょう	市道	8,110 路線	2,142,881m
		橋りょう	585 橋	10,166m
		橋りょう（農道）	4 橋	123.6m
		橋りょう（林道）	32 橋	582m
		トンネル	2 本	683m
		大型構造物 (大型カルバート、門型標識等)	17 箇所	—
		農道	23 路線	19,176m
		林道	57 路線	205,537m
	河川	準用河川	19 本	27.5 km
		普通河川	142 本	270.8km
		水門	27 箇所	—
		その他（沈砂池、雑排水ポンプ）	3 箇所	—
	公園	総合公園	5 箇所	90.13ha
		地区公園	4 箇所	25.24ha
		近隣公園	10 箇所	19.33ha
		特殊公園	4 箇所	84.62ha
		幼児公園、児童公園、児童遊園、農村公園	448 箇所	48.11ha
		都市緑地、緑道、グリーンプロット	99 箇所	16.34ha
		公園施設 (四阿、トイレ、動物公園展示棟等) ※歴史的建造物 1 施設 360.0 m ² を含む	110 施設	10,699.14 m ²
	飲料水供給施設等	飲料水供給施設	7 施設	—
		飲雑用水供給施設	1 施設	—
	その他	盛岡駅西口地区	1 施設	—

資料：盛岡市財産表ほか

(2) 公営事業会計の施設概要

本市が令和7年（2025年）3月31日現在で保有する建築物系施設は、5施設、総床面積は117,346.28m²となっています。

都市基盤系施設は、上水道管路1,637.3km、下水道管渠等1,939.5kmなどとなっています。

会計区分	施設区分	対象施設		施設数	施設規模	
公営事業会計	建築物系施設	駐車場		2施設	6,137.18m ²	
		中央卸売市場		1施設	87,215.51m ²	
		市立病院		1施設	19,865.40m ²	
		上下水道（庁舎）		1施設	4,128.19m ²	
	都市基盤系施設	上水道	管路	導水管	—	
				送水管	—	
				配水管	—	
		施設等 (米内浄水場系、中屋敷浄水場系、沢田浄水場系、新庄浄水場系、生出浄水場系、刈屋浄水場系、前田浄水場系水質管理センター)		—	30,986.50m ²	
		下水道	管渠等	合流	103,377m	
				污水	1,082,052m	
				雨水	754,035m	
		その他		人孔	41,026箇所	
				污水樹	80,940箇所	
				雨水樹	19,461箇所	
		ポンプ施設等		13施設	—	
		雨水高速処理施設		1施設	—	
		農業集落排水		—	123,211m	
		公設浄化槽		125基	—	

資料：盛岡市財産表ほか

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とします。なお、計画期間中であっても、社会経済状況などの変化により、適宜見直しを行うこととします。

5 個別施設計画の策定状況

本市において、令和7年（2025年）3月31日時点で策定済み、または策定を予定している個別施設計画は、次のとおりです。本計画の策定にあたっては、各個別施設計画の内容を反映し策定しています。

施設分類	計画名	策定 (策定予定)	改定	計画期間 (予定期間)	備考
市民利用・活動施設	盛岡市市民利用・活動施設個別施設計画	R7年度	—	R8年度～R17年度	
	盛岡市市民利用・活動施設個別施設計画実施計画	R7年度	—	R8年度～R10年度	
歴史的建造物	盛岡市歴史的風致維持向上計画	H30年度	—	H30年度～R9年度	
	盛岡市文化財保存活用地域計画	(R9年度)	—	(R10年度～R19年度)	R9年度に国の認定を目指す
	(仮称) 原敬生家保存活用計画	(R8年度)	—	(R9年度～R18年度)	
	(仮称) 旧斎藤家保存活用計画	(R9年度)	—	(R10年度～R19年度)	
	(仮称) 旧渋民尋常小学校保存活用計画	(R9年度)	—	(R10年度～R19年度)	
	(仮称) 旧宇津野発電所保存活用計画	(R9年度)	—	(R10年度～R19年度)	
	(仮称) 盛岡市景観重要建造物個別施設計画	(R9年度)	—	(R10年度～R19年度)	
	盛岡市中央公民館文化財等保存計画	R4年度	—	R5年度～R14年度	
市営住宅	盛岡市市営住宅長寿命化計画	H24年度	R4年度	R5年度～R14年度	
消防屯所	盛岡市消防屯所等個別施設計画	R5年度	—	R6年度～R15年度	
火葬場	盛岡市斎場やすらぎの丘個別施設計画	H28年度	—	H29年度～R13年度	
清掃関連処理施設	盛岡市清掃関連施設個別施設計画 (盛岡市リサイクルセンター資源ごみ分別施設・粗大ごみ処理施設)	R2年度	R7年度	R3年度～R12年度	
	盛岡市清掃関連施設個別施設計画 (盛岡市リサイクルセンター廃棄物処分場・盛岡市玉山廃棄物処分場)	R2年度	R7年度	R3年度～R12年度	
クリーンセンター	クリーンセンター建築設備改修計画	H28年度	R6年度	H28年度～R13年度	
	クリーンセンタープラント設備改修計画	H13年度	R6年度	H13年度～R13年度	

施設分類	計画名	策定 (策定予定)	改定	計画期間 (予定期間)	備考
学校給食センター	学校給食センター個別施設計画	R3年度	R6年度	R6年度～R11年度	
中央卸売市場	市場活性化ビジョン	R3年度	—	R4年度～R8年度	
	盛岡市中央卸売市場施設・設備長寿命化計画	R元年度	—	R2年度～R11年度	
道路 橋りょう	盛岡市道路舗装等維持管理計画	H29年度	R4年度	R4年度～R8年度	
	盛岡市橋りょう長寿命化修繕計画	H24年度	R6年度	R6年度～R10年度	
	盛岡市農道橋梁長寿命化修繕計画	R元年度	—	R元年度～R10年度	
	盛岡市林道橋梁長寿命化修繕計画	H30年度	R5年度	R6年度～R10年度	
	盛岡市大型構造物長寿命化修繕計画	R3年度	R6年度	R6年度～R10年度	
河川	盛岡市河川維持管理計画	R元年度	R5年度	期間の定めなし	
	盛岡市河川管理施設維持管理計画 (個別施設計画)	R5年度	—	R5年度～R14年度	
公園	盛岡市公園施設長寿命化計画	H23年度	R4年度	R4年度～R13年度	
その他	盛岡市有公共施設トイレ環境整備計画	R7年度	—	R8年度～R17年度	
	盛岡駅西口地区個別施設計画	R8年度	—	R8年度～R17年度	
飲料水供給施設等	個別施設計画(江柄地区)	R5年度	—	R5年度～R8年度	R8年度に全ての施設を廃止予定
	個別施設計画(一本松・川目地区)	R7年度	—	R7年度～R8年度	
	個別施設計画 (葛巻・中日戸・大神・町村・大平・岩洞・大沼地区)	R7年度	—	R7年度～R8年度	
駐車場	盛岡市駐車場個別施設計画	(R9年度)	—	(R9年度～R18年度)	
病院	盛岡市立病院施設維持管理実施計画	R6年度	—	H30年度～R19年度	
	盛岡市立病院施設維持管理計画	H29年度	—	H30年度～R20年度	
上水道	盛岡市水道事業個別施設計画	R6年度	—	R7年度～R16年度	
下水道	盛岡市下水道事業個別施設計画	R6年度	—	R7年度～R16年度	

6 これまでの公共施設アセットマネジメントへの取組の経緯

本市では、平成24年度（2012年度）に資産管理活用事務局を設置後、次のとおり、公共施設アセットマネジメントに関する取組を進めています。

年度	組織体制・検討体制の経緯	計画策定等
平成24年度	・ 公共施設の利用状況や経営状況、建物状況の収集・分析を行うため資産管理活用事務局を財政部に設置	
平成25年度	・ 「考え方！みんなの建物の未来」をテーマに、幅広い市民意見を聴取するため市民討議会を開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設保有の最適化と長寿命化のための基本方針を策定 ・ 公共施設利用運営状況（施設カルテ）を公表
平成26年度	・ 有識者らの意見を聞く公共施設等マネジメント推進会議を開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等総合管理計画（H27～R 6）を策定 ・ 公共施設保有最適化・長寿命化長期計画（H28～R 17）を策定
平成27年度	・ 公共施設の在り方を考える講演やパネル討論会を行うため市民フォーラムを開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設保有最適化・長寿命化中期計画（H28～R 7）を策定 ・ 公共施設保有最適化・長寿命化実施計画（H28～H30）を策定※ ※ローリング方式により毎年度策定
平成28年度	・ 策定した各計画に基づき長寿命化・最適化に係る取組を開始	
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産管理活用事務局の組織を見直し資産経営課を設置 ・ もりおかPPPプラットフォーム設置 	
平成30年度		<ul style="list-style-type: none"> ・ 盛岡市有公共施設トイレ環境整備計画（H31～R 7）を策定
令和3年度		<ul style="list-style-type: none"> ・ 盛岡市立小中学校校舎安全対策改修計画（R 4～R 7）を策定 ・ 公共施設等総合管理計画の改訂
令和4年度		<ul style="list-style-type: none"> ・ 盛岡市公共施設設備等長寿命化修繕計画（R 5～R 7）を策定

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 建築物系施設及び都市基盤系施設の整備状況

(1) 普通会計の施設

ア 建築物系施設

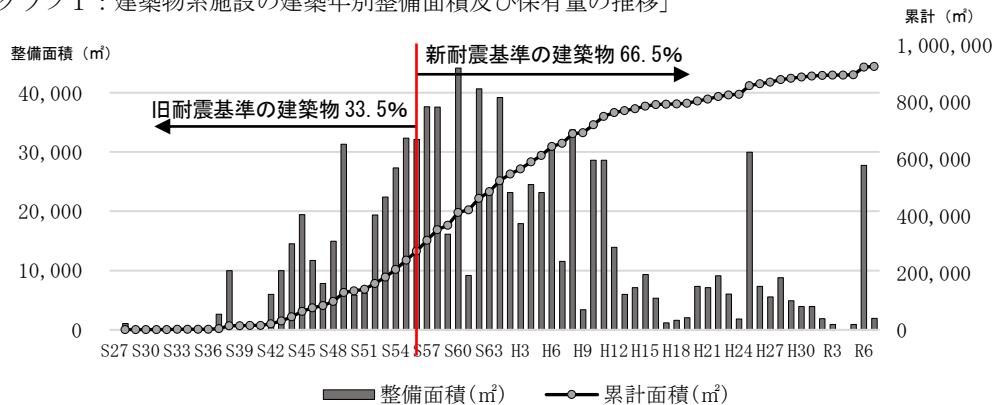
(7) 建築年別床面積及び保有面積量の推移

[グラフ1] は令和7年（2025年）3月31日現在の建築物系施設の状況を、横軸を時間軸、縦軸を床面積として、年度別の整備面積と保有量を表したものです。高度経済成長とともに昭和35年頃（1960年頃）から建設が増加し、昭和50年代前半（1970年代後半）から平成10年頃（1998年頃）までに公共施設の建設が集中していることが分かります。それらの多くは築41年以上であり、延床面積で44.8%が建て替えや改修などの更新が必要になっています。

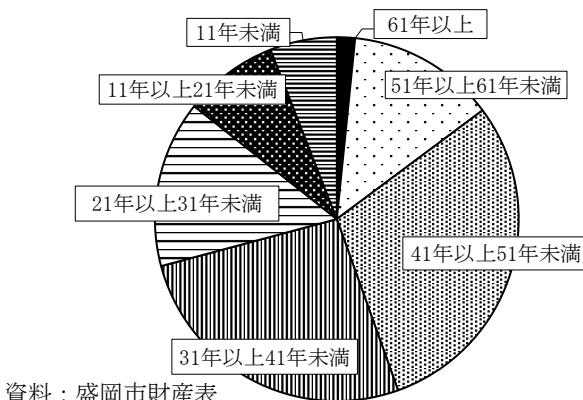
また、昭和56年（1981年）の建築基準法改正により耐震基準が強化され、この耐震基準を新耐震基準、それ以前の耐震基準を旧耐震基準として区分すると、旧耐震基準の建物は延床面積で33.5%を占めています。

本市では、これまで市有建築物耐震化整備プログラム等に基づき、公共施設等の耐震化を順次進めたことにより、旧耐震基準の施設のうち、学校や集会場など耐震改修促進法で規定する多数の者が利用する建築物については、令和6年度（2024年度）末時点で新耐震基準に適合しています。なお、小規模な施設や歴史的建造物においては、新耐震基準に適合していない施設があります。

[グラフ1：建築物系施設の建築年別整備面積及び保有量の推移]



[グラフ2：建築物系施設の築年数区分別の割合]



築年数区分	面積 (m ²)	割合 (%)
61年以上	13,728.61 m ²	1.5%
51年以上 61年未満	121,970.40 m ²	13.2%
41年以上 51年未満	278,635.05 m ²	30.1%
31年以上 41年未満	240,773.80 m ²	26.0%
21年以上 31年未満	138,044.04 m ²	14.9%
11年以上 21年未満	76,136.95 m ²	8.2%
11年未満	55,043.14 m ²	6.0%

※建築年度が不明の施設 (4,067.25 m²)、歴史的建造物 (5,684.33 m²) 及び普通財産 (47,261.54 m²) を除く

※端数処理の関係で合計が100%になりません。

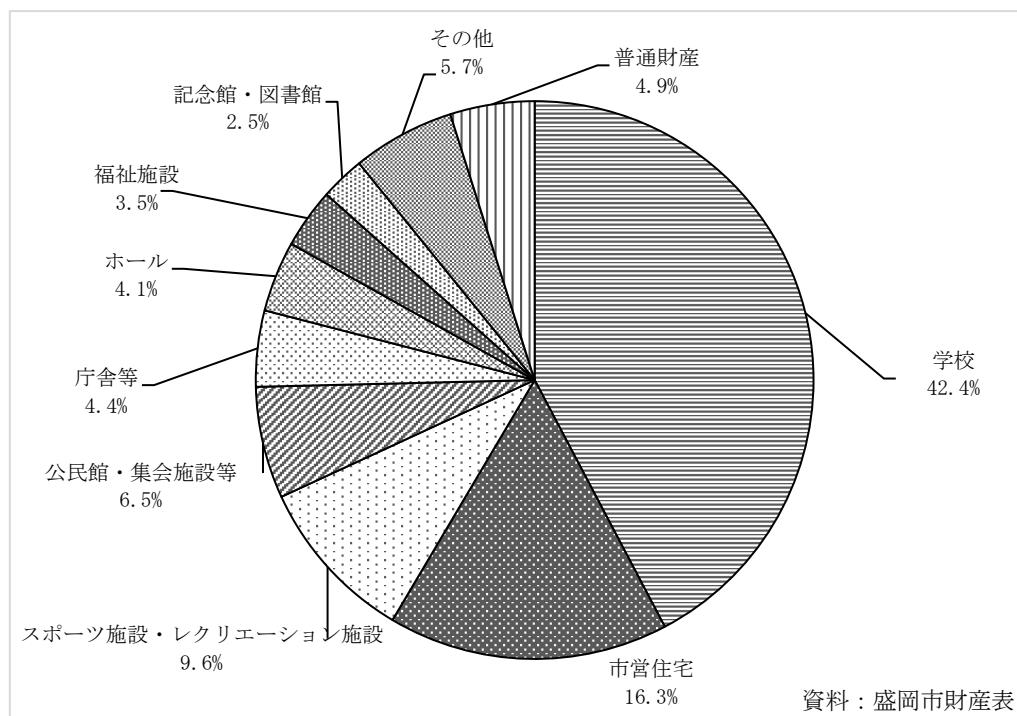
資料：盛岡市財産表

(イ) 用途別の延床面積の割合

[グラフ3]は、令和7年(2025年)3月31日現在、本市が所有している建築物系施設について、用途別に占める割合を示したもので、学校(42.4%)が最も高く、次いで市営住宅(16.3%)、スポーツ施設・レクリエーション施設(9.6%)、公民館・集会施設等(6.5%)、庁舎等(4.4%)となっており、学校及び市営住宅が、全体の約6割近くを占めている状況です。

なお、平成26年度(2014年度)から令和6年度(2024年度)末にかけての、用途ごとの延床面積の推移は次のとおりです。

[グラフ3：建築物系施設の用途別の延床面積の割合]



[表1：主な建築物系施設の用途別増減状況]

用 途	平成26年度末	令和6年度末	増減
学校	414,839.11 m ²	415,802.61 m ²	963.50 m ²
市営住宅	164,865.66 m ²	159,747.74 m ²	▲5,117.92 m ²
スポーツ施設・ レクリエーション施設	67,381.99 m ²	94,574.38 m ²	27,192.39 m ²
公民館・集会施設等	68,979.39 m ²	63,778.73 m ²	▲5,200.66 m ²
庁舎等	45,638.89 m ²	43,360.35 m ²	▲2,278.54 m ²
ホール	40,304.46 m ²	40,193.06 m ²	▲111.40 m ²
福祉施設	41,491.51 m ²	34,270.19 m ²	▲7,221.32 m ²
記念館・図書館	24,296.57 m ²	24,906.88 m ²	610.31 m ²

資料：盛岡市財産表

イ 都市基盤系施設

(7) 市道

本市が保有する市道の路線数は、令和7年（2025年）3月31日現在8,110路線で延長は、2,142.9kmです。そのうち舗装整備済みの延長は、1,790.8kmであり、舗装率は83.6%です。

〔表2：市道延長〕

（令和7年3月31日現在）

道路区分		路線数	実延長
幹線道路	1級市道	177	280,657m
	2級市道	203	174,827m
その他		7,232	1,651,375m
独立専用道路		498	36,022m
計		8,110	2,142,881m

〔表3：舗装延長〕

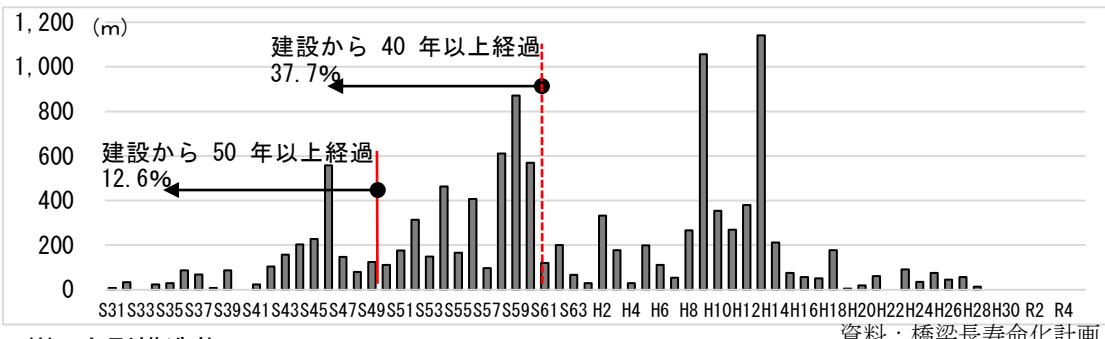
総数		舗装道		非舗装道	
延長	面積	延長	割合	延長(m)	割合(%)
2,142,881m	13,005,769m ²	1,790,769m	83.6%	352,112m	16.4%

資料：令和7年度建設部事業概要

(4) 橋りょう

橋りょう（農道橋りょう及び林道橋りょうを除く）は、令和7年（2025年）3月31日現在585橋、整備延長は、10.2kmです。そのうち、国土交通省が高齢橋と定義している建設から50年以上経過した橋りょうは12.6%となっていますが、この先10年間で37.7%になる見込みです。

〔グラフ4：橋りょうの建設年別整備面積〕

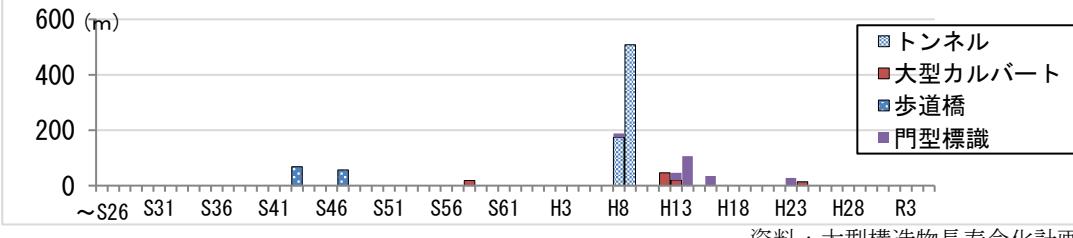


資料：橋梁長寿命化計画

(5) 大型構造物

大型構造物は、トンネルと横断歩道橋がそれぞれ2施設、大型カルバートが7施設、門型標識が8施設となっています。このうち横断歩道橋は建設から50年以上経過しています。

〔グラフ5：大型構造物の建設年度別整備延長〕



資料：大型構造物長寿命化計画

(2) 公営事業会計の施設

ア 建築物系施設

(7) 庁舎等

上下水道局の庁舎は昭和48年（1973年）に完成し、昭和63年（1988年）に増築されました。当初完成した部分は築50年以上を経過しています。

中央卸売市場は平成12年（2000年）、市立病院は平成11年（1999年）に完成したもので、築年数は約25年です。

(イ) 駐車場

岩手公園地下駐車場は昭和46年（1971年）に完成したもので築年数は約55年、マリオス立体駐車場は平成9年（1997年）に完成したもので築年数は約30年です。

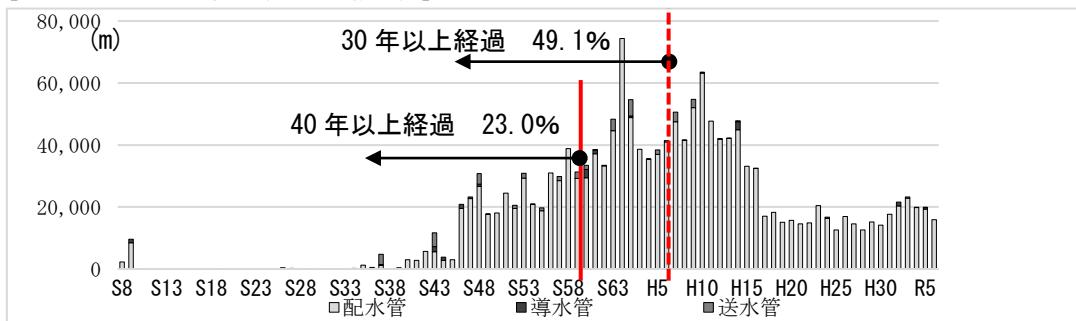
イ 都市基盤系施設

(7) 上水道

上水道の管路の総延長は、1,637.3 kmとなっています。

そのうち、法定耐用年数40年を経過した水道管は、令和7年（2025年）3月31日時点で23.0%となっていますが、この先10年間更新を行わない場合は49.1%になる見込みです。

[グラフ6：上水道管の年度別整備延長]

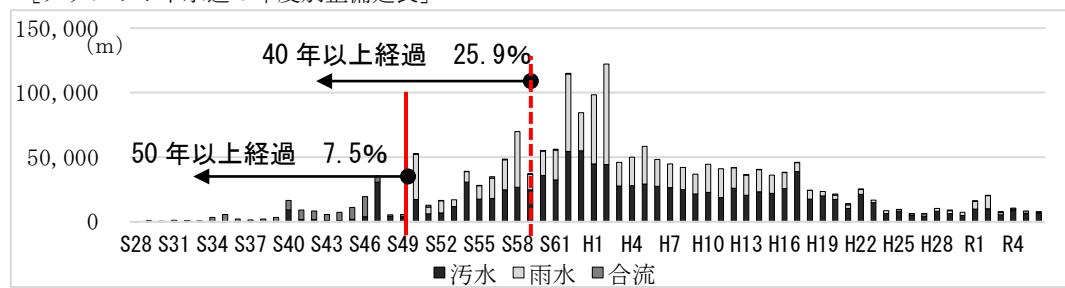


(イ) 下水道

下水道の管渠の総延長は、1,939.5 kmとなっています。

そのうち、法定耐用年数50年を経過した下水道管は令和7年（2025年）3月31日時点で7.5%となっていますが、この先10年間更新を行わない場合は25.9%になる見込みです。

[グラフ7：下水道の年度別整備延長]



2 公共施設等の有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得から減価償却がどこまで進んでいるか把握することが可能となる指標です。

この比率が高いほど、施設の老朽化が進んでいることを意味し、施設等の長寿命化対策や更新が必要となってきます。

[表4:有形固定資産減価償却率の推計]

(単位:%)

	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
盛岡市	56.9	58.4	59.8	60.8	62.1	63.6	63.7
類似団体 平均値	59.3	60.0	61.1	61.9	62.7	63.9	64.8

全国平均

65.1%

岩手県平均

57.8%

類似団体平均

64.8%

順位

25/61

有形固定資産減価償却率の分析欄

本市が保有する資産の有形固定資産減価償却率については、減価償却が進むことで上昇し、類似団体平均に近づいていますが、公共施設等総合管理計画等に基づく長寿命化工事等に平成30年度から取組んでいることから、減価償却率の進行が緩やかになることが見込まれています。

資料:令和4年度 財政状況資料集

(計算式)

$$\text{有形固定資産} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{減価償却率} \times \text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

3 公共施設等の維持更新に係る経費見込み

本市が、令和7年（2025年）3月31日時点で所有する公共施設等について、次のとおり設定した算定条件や各施設の個別施設計画をもとに、施設を単純更新した場合と長寿命化対策を実施した場合の中長期的な維持更新等に係る経費見込みを、会計区分ごとに試算し、長寿命化による効果額を検証しました。

算定条件

【算定期間】

- 令和8年度（2026年度）から令和47年度（2065年度）までの40年間

【建築物系施設】

- 令和7年（2025年）3月31日時点で盛岡市が所有する公共施設のうち次の施設を除外し算定する。
 - 床面積が50m²未満の施設
 - 歴史的建造物（建て替えを前提としていない）
 - 既に用途廃止され普通財産となっている施設及び将来の廃止が決定している施設
- 建て替えは、現状と同じ面積で建て替えるものとする。
- 建て替え、大規模改修の単価は、「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画（以下「中期計画」という。）」に基づき実施した工事等の単価や、一般財団法人建築保全センター「令和5年版 建築物のライフサイクルコスト」を参考に設定し、「延床面積×更新単価」で試算する。
- 設計費は、各工事費に含む。
- 単純更新の場合は、耐用年数は60年とし、建築後30年で大規模改修を実施し、その後30年で建て替えると仮定する。
- 長寿命化対策を実施する場合は、使用目標年数は80年とし、建築後40年で大規模改修を、建築後20年と60年で部分修繕を実施すると仮定する。

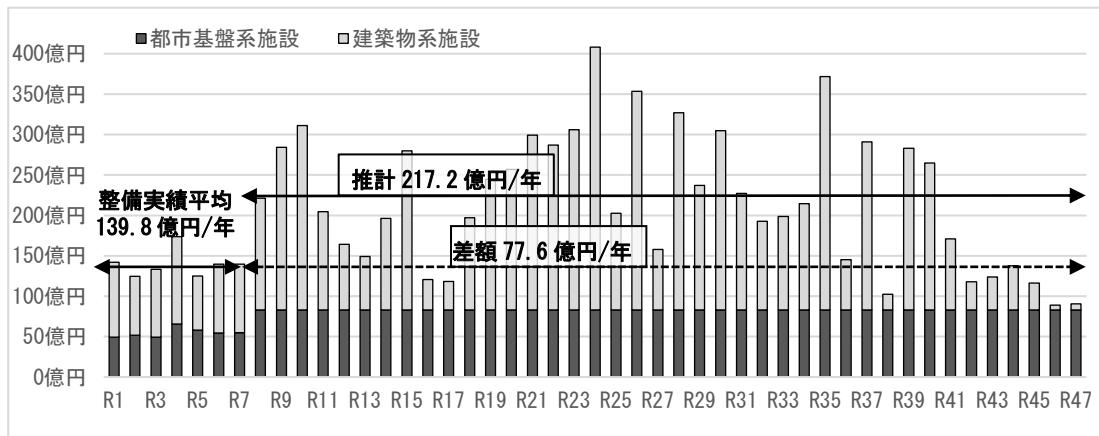
【都市基盤系施設】

- 個別施設計画で長寿命化計画が策定されている施設は各計画の試算結果による。
- 試算期間が令和47年度（2065年度）まで実施されていない場合は、試算期間の平均値をスライドする。
- 道路の舗装については、単純更新の場合は使用年数15年とし、長寿命化対策を実施する場合は、個別施設計画において使用目標としている20年として算定する。

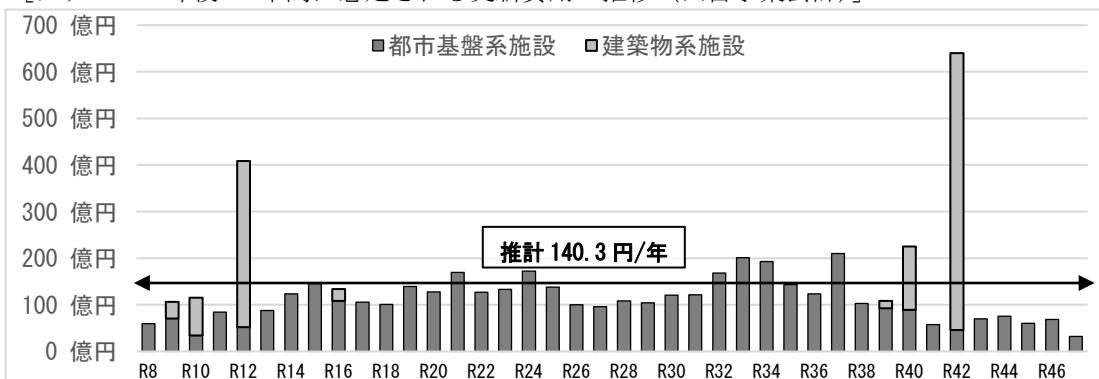
(1) 単純更新の場合

建築物系施設は、これまで建て替え時期の概ねの目安としていた 60 年で更新するものと仮定し、都市基盤系施設は、現在と同じ面積・延長等で単純更新すると仮定し試算したところ、向こう 40 年間の維持更新に係る経費は、普通会計の施設で 8,688 億円（年平均 217.2 億円）、公営事業会計の施設で 5,610 億円（年平均 140.3 億円）となりました。

[グラフ 8：今後 40 年間に想定される更新費用の推移（普通会計）]



[グラフ 9：今後 40 年間に想定される更新費用の推移（公営事業会計）]



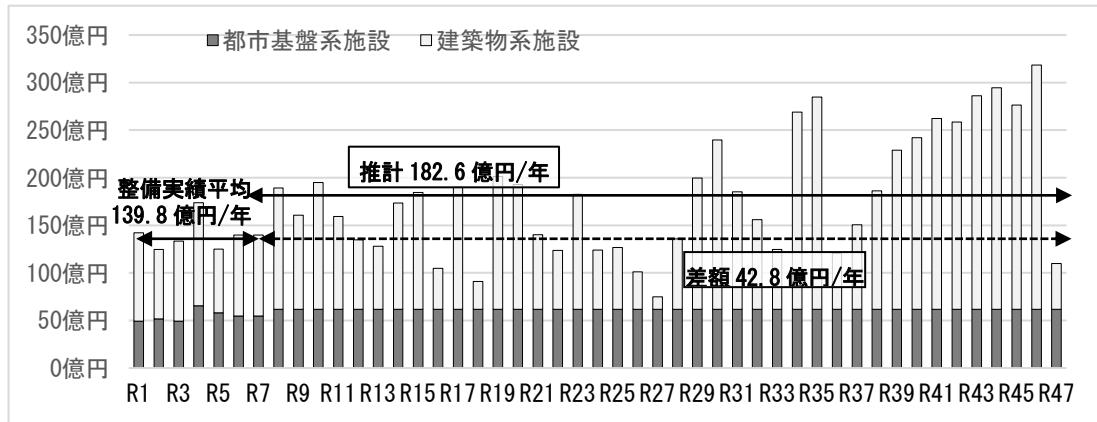
[表 5：単純更新した場合の維持更新費]

	会計区分	施設区分	維持更新費総額	維持更新費/年
単純更新 ①	普通会計	建築物系施設 (庁舎、学校、市営住宅等)	5,430 億円	135.8 億円/年
		都市基盤系施設 (道路、橋りょう、公園)	3,258 億円	81.5 億円/年
		小計	8,688 億円	217.2 億円/年
	公営事業会計	建築物系施設 (駐車場、中央卸売市場、病院、上下水道 庁舎)	1,247 億円	31.2 億円/年
		都市基盤系施設 (上水道、下水道)	4,363 億円	109.1 億円/年
		小計	5,610 億円	140.3 億円/年
合計			14,298 億円	357.5 億円/年

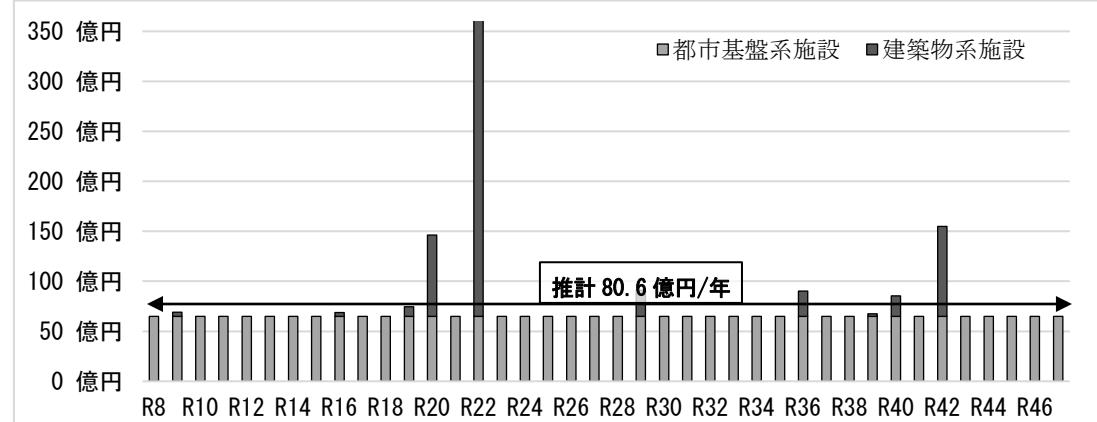
(2) 長寿命化対策を実施した場合

建築物系施設は、使用目標年数を 80 年とし、建築後 40 年で大規模改修を、建築後 20 年と 60 年で部分修繕を実施すると仮定し、都市基盤系施設は、現在と同じ面積、延長等で長寿命化対策を実施すると仮定し試算したところ、向こう 40 年間の維持更新に係る経費は、普通会計の施設で 7,302 億円（年平均 182.6 億円）、公営事業会計の施設で 3,222 億円（年平均 80.6 億円）となりました。

[グラフ 10：今後 40 年間に想定される更新費用の推移（普通会計）]



[グラフ 11：今後 40 年間に想定される更新費用の推移（公営事業会計）]



[表 6：長寿命化対策を実施した場合の維持更新費]

会計区分	施設区分	維持更新費総額	維持更新費/年
長寿命化対策 ②	建築物系施設 (庁舎、学校、市営住宅等)	4,805 億円	120.1 億円/年
	都市基盤系施設 (道路、橋りょう、公園)	2,497 億円	62.4 億円/年
	小計	7,302 億円	182.6 億円/年
公営事業会計	建築物系施設 (駐車場、中央卸売市場、病院、上下水道庁舎)	622 億円	15.6 億円/年
	都市基盤系施設 (上水道、下水道)	2,600 億円	65.0 億円/年
	小計	3,222 億円	80.6 億円/年
合計		10,524 億円	263.1 億円/年

(3) 長寿命化対策を実施した場合の効果額

建築物系施設と都市基盤系施設を併せた公共施設等の向こう40年間の維持更新費用について、単純更新した場合と長寿命化対策を実施した場合の効果額は、次のとおりです。

単純更新した場合の維持更新費 (P14)

	会計区分	施設区分	維持更新費総額	維持更新費/年
単 純 更 新 ①	普通会計	建築物系施設 (庁舎、学校、市営住宅等)	5,430 億円	135.8 億円/年
		都市基盤系施設 (道路、橋りょう、公園)	3,258 億円	81.5 億円/年
		小計	8,688 億円	217.2 億円/年
公営事業会計		建築物系施設 (駐車場、中央卸売市場、病院、上下水道 庁舎)	1,247 億円	31.2 億円/年
		都市基盤系施設 (上水道、下水道)	4,363 億円	109.1 億円/年
		小計	5,610 億円	140.3 億円/年
合計			14,298 億円	357.5 億円/年

長寿命化対策を実施した場合の維持更新費 (P15)

	会計区分	施設区分	維持更新費総額	維持更新費/年
長 寿 命 化 対 策 ②	普通会計	建築物系施設 (庁舎、学校、市営住宅等)	4,805 億円	120.1 億円/年
		都市基盤系施設 (道路、橋りょう、公園)	2,497 億円	62.4 億円/年
		小計	7,302 億円	182.6 億円/年
公営事業会計		建築物系施設 (駐車場、中央卸売市場、病院、上下水道 庁舎)	622 億円	15.6 億円/年
		都市基盤系施設 (上水道、下水道)	2,600 億円	65.0 億円/年
		小計	3,222 億円	80.6 億円/年
合計			10,524 億円	263.1 億円/年

[表7：長寿命化対策の効果額 ①-②※]

	会計区分	施設区分	効果額	効果額/年
効 果	普通会計	建築物系施設 (庁舎、学校、市営住宅等)	625 億円	15.6 億円
		都市基盤系施設 (道路、橋りょう、公園)	761 億円	19.0 億円
		小計	1,386 億円	34.7 億円
公営事業会計		建築物系施設 (駐車場、中央卸売市場、病院、上下水道 庁舎)	625 億円	15.6 億円
		都市基盤系施設 (上水道、下水道)	1,763 億円	44.1 億円
		小計	2,388 億円	59.7 億円
合計			3,774 億円	94.4 億円

※端数処理の都合により、合計効果額/40年で計算した場合には誤差が生じます。

4 人口の推移と今後の見通し

本市の人口は平成 12 年（2000 年）をピークに減少に転じています。総人口は、ピーク時と比較して令和 17 年（2035 年）には約 10% の減少、さらに令和 32 年（2050 年）には、約 25% の減少となる見込みです。

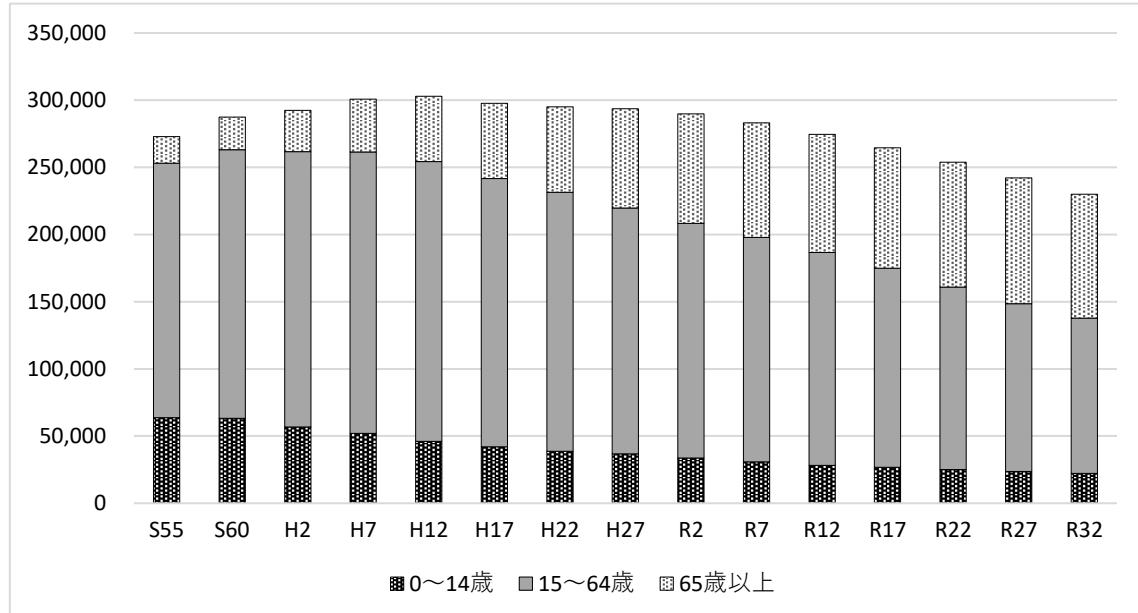
また、年齢 3 階層別の推移を見ると、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）は減少傾向、老人人口（65 歳以上）は増加傾向です。

年少人口では昭和 55 年（1980 年）のピーク時と比較し、令和 17 年（2035 年）には約 60% の減少、さらに令和 32 年（2050 年）には約 65% の減少となり、生産年齢人口では、平成 7 年（1995 年）のピーク時と比較し、令和 17 年（2035 年）には約 30% の減少、令和 32 年（2050 年）には約 45% の減少となる見込みです。一方で、老人人口は、昭和 55 年（1980 年）と比較し、令和 17 年（2035 年）には約 355% の増加、令和 32 年（2050 年）には約 370% の増加となる見込みであり、今後も少子高齢化が一層進展することが見込まれています。

少子高齢・人口減少社会の進行に伴い、将来にわたって税収の減少が予想される中、社会保障関係費等の扶助費において、需要の増加が見込まれます。

建築物系施設については、小・中学校など対象人口が大幅に減少している施設では施設の余剰や、児童センターや老人福祉センターなど利用対象年齢層が限定される施設では時間帯によって利用が低調な施設があります。需要増に対応する場合でも、将来の人口及び需要を見通しながら、既存施設の活用を検討し、新規建設の抑制を図る必要があります。都市基盤系施設についても、将来の人口及び需要を見通しながら、保全及び整備を進めていく必要があります。

[グラフ12：盛岡市の人口の推移と今後の見通し]



資料：盛岡市人口ビジョン（令和 7 年 3 月改定）
(盛岡市人口ビジョンは、国勢調査及び推計人口より作成されており、本市の人口の現状と将来の展望を示すためのものです。)

5 財政に関する状況

制度の拡充等により扶助費の増加が著しく、義務的経費が増加しています。扶助費は平成元年（1989年）に比較すると令和5年（1993年）は5.8倍となり、約324億円増加しています。

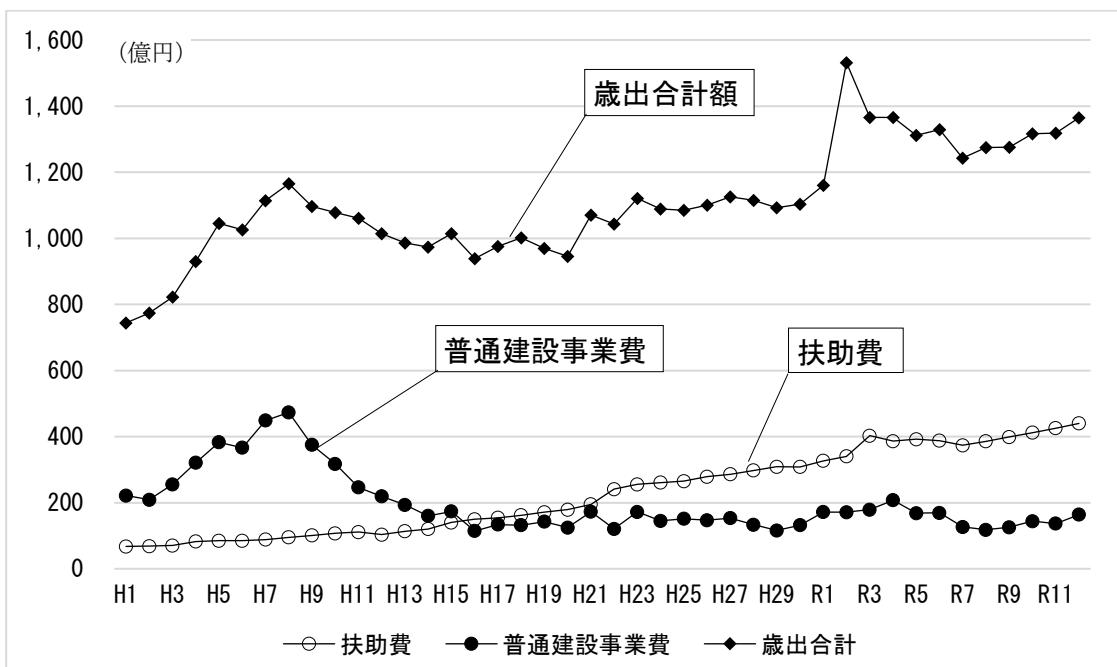
この結果、毎年度経常的に収入される使途制限のない財源の多くが経常的経費に充てられ、平成元年（1989年）当時70%程度であった経常収支比率は近年90%台と財政の弾力性を失っており、財政運営上の大きな課題となっています。

普通建設事業費は平成8年（1996年）をピークに減少に転じ、令和5年度（2023年度）はピーク時の3割程度となりました。なお、令和元年度（2019年度）から6年度（2024年度）の平均額は約177.9億円となっています。

盛岡市中期財政見通し（令和8年度（2026年度）から12年度（2030年度））では、歳入については、税制改正等の影響により一般財源は総じて増加する見込みであるものの、歳出については、障がい福祉施策及び子ども子育て施策の充実のほか、社会保障関係費が増加傾向にあり、扶助費の増加が見込まれています。

このようなことから、自治体経営の改善への取組が必要であり、安定的な財政基盤を確立し、普通建設事業などの投資や、公共施設の長寿命化といった財政需要に対応するため、歳入歳出の均衡を保つほか、歳入の増加につながる施策の展開や既存事業の見直し、国庫補助金や地方債等の活用など、必要な財源の確保に努めていく必要があります。

[グラフ13：普通会計の歳出の推移と今後の見通し]



資料：盛岡市財政状況資料集

令和6年度までは決算額、令和7年度は当初予算額、令和8年度以降は財政見通し額です。

第3章 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する方針

1 現状及び課題

限られた財源の中で、現在保有する公共施設を有効活用し、効率的な施設の維持管理・更新に努めていくことは、将来のまちづくりに繋がる重要な取組となります。

しかし、前章における公共施設等の現況と将来見通しにおいて示したように、現状では、全般的に公共施設の老朽化が急速に進んでおり、今後、公共施設の更新等には多額の費用が必要となることが予想される一方、そのための財源確保は困難な状況が想定されています。

2 公共施設の管理に関する考え方

現状把握と課題の分析を行い、公共施設を取り巻く様々な課題に対応し、公共施設を適切に管理するため、基本方針にある目指すべき保有の姿の考え方を引き継ぎ、老朽化対策を実施しながら施設保有最適化の取組を進めるとともに、本市が取り組んできたアセットマネジメントに引き続き取り組み、持続可能なまちづくりに繋げることを目指します。

(1) 量の最適化（次世代に継承可能な施設保有量）

人口が減少する中で、将来に大きな財政負担を残さず施設を維持更新していくために、人口に合わせて施設保有量を縮減することで量の最適化を図り、次世代に継承可能な施設保有量とします。

(2) サービスの最適化（ニーズの変化に対応した住民サービスの提供）

社会構造の変化を的確に捉え、既存の施設を有効に活用することにより、ニーズの変化に対応した住民サービスを提供します。

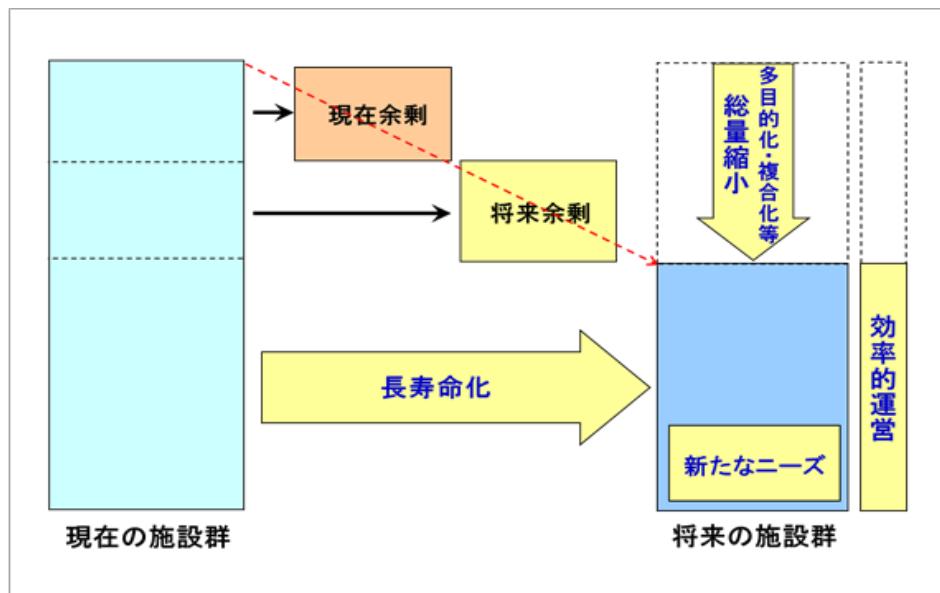
(3) コストの最適化（効果的で効率的な施設運営）

現時点で利用が低調で将来的な需要も少ないと推測される施設などについては運営方法を見直し、限られた財源を効果的に使用していくことができる方法に改善します。

(4) 性能の最適化（安全に使用できる施設整備）

施設の維持管理については、計画的に保全や改築などを行う「予防保全型」を基本とし、施設の長寿命化を進め、安全な施設整備に努めます。

施設保有の最適化の概念図



3 保有量縮減目標の試算

公共施設の集約化・複合化、再配置等により施設保有量の縮減を図るには、その必要性について、市民の共感と合意を得ながら、市民と行政が協働で取り組む必要があります。

そのためには、合理的な縮減目標の目安を共有する必要があり、客観的な情報から、縮減目標量の試算を行います。

(1) 維持更新費用による試算（市民利用・活動施設のうち除却予定施設を除く）

本市では長期計画において目標量を試算し、その後、平成 27 年度（2015 年度）に策定した中期計画に基づき、平成 28 年度（2016 年度）以降、譲渡や集約化・複合化による既存施設の用途廃止などを行ってきました。

長期計画策定時の試算では、長寿命化対策の実施により建替周期を 80 年に延伸した場合でも、必要となる維持更新費用と当時の維持更新費用の充当可能額と比較した場合に、不足額を総延床面積で補うためには 17.1% の縮減が必要となる試算結果でした。

令和 7 年度（2025 年度）に公表した中期財政見通し等を基に、長期計画策定時と同様に試算すると、向こう 20 年間において 29.7% の縮減が必要であり、「市民利用・活動施設個別施設計画」において対象とする面積のうち、用途廃止済又は用途廃止が決定している施設を除いた約 72 万 m²で換算すると、約 21 万 m² の縮減が必要な試算結果となります。

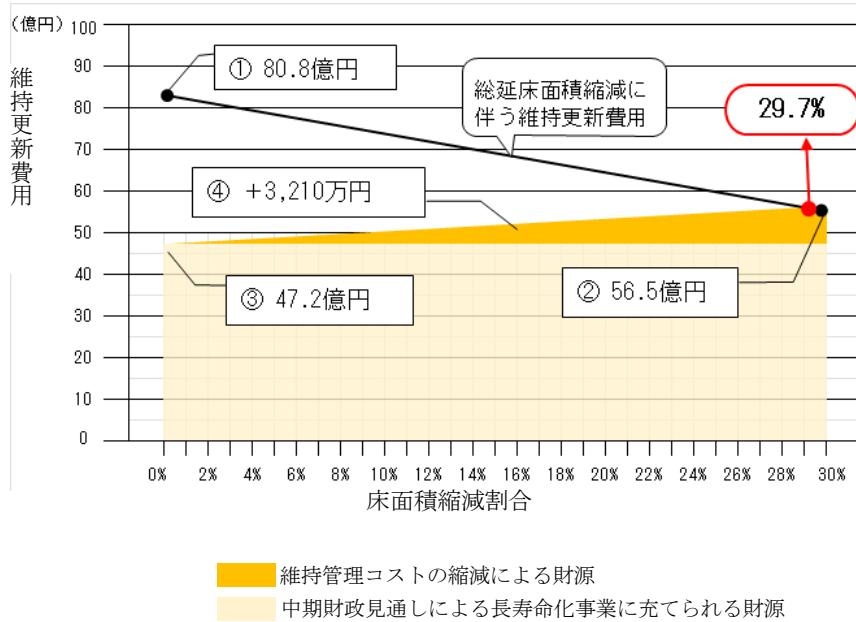
なお、長期計画策定時と本計画における試算が増加した主な要因は、建設費の高騰と考えられます。

縮減目標量は、中期財政見通しを基に、「市民利用・活動施設個別施設計画」の施設を対象に試算しましたが、これに加えて、財源の確保や対象外とした施設においても縮減に取り組むなど、総合的に最適化を推進する必要があります。

また、この目標は、中長期の財政見通しを前提としていることから、今後は、社会情

勢の変化を分析しつつ定期的に目標の見直しを図る必要があります。

[グラフ 14：必要となる維持更新費用と確保できる財源の関係]



【縮減率の試算根拠】

- | | |
|-------------------------|--|
| ① 床面積を縮減しない場合に必要な維持更新費用 | 80.8 億円／年
(=20 年間で 1,615.6 億円 ÷ 20 年) |
| ② 80.8 億円の△30% | 56.5 億円 |
| ③ 長寿命化事業に充当できる額 | 47.2 億円／年
※中期財政見通し（令和 8～12 年度）より |
| ④ 床面積 1 % 削減により生み出される財源 | 3,210 万円／年 (=32.1 億円／年 × 1 %) |
- ①～②のグラフと③～④のグラフの交点が必要とする縮減率の目標となる。

(2) 1 人当たりの保有面積による試算（市が保有する全ての公共施設）

ア 令和 6 年度（2024 年度）時点における中核市との比較

全国の中核市と、令和 6 年度（2024 年度）時点の市民 1 人当たりの保有面積を比較した場合、本市の公共施設（行政財産）保有面積は、全 62 市中 40 番目であり、中核市平均を下回っていますが、市民 1 人当たりの保有面積は、中核市平均約 3.41 m²に対し、約 3.75 m²と平均を約 1.1 倍上回り、20 番目となっています。

中核市平均の市民 1 人当たりの保有面積と比較すると、現在の保有量を 9.2% 縮減する必要があります。

令和 6 年度時点における中核市平均との比較

	保有面積	人口	1 人当たりの保有面積
盛岡市	1,044,318 m ² (40位)	278,410 人	3.75 m ² (20位)
中核市平均	1,179,345 m ²	360,612 人	3.41 m ²

※都市要覧 令和 6 年度版より

イ 本市の状況

本市の市民 1 人当たりの保有面積は、総人口の減少と保有量の増加に伴い、平成 26

年（2014年）に3.53m²だったものが、令和6年（2024年）に3.75m²と増加しています。将来に渡り、令和6年度（2024年度）時点の保有面積を維持すると、10年後には3.95m²、20年後には4.31m²となります。

本市の市民1人当たりの保有面積の推移

H26	R6	R17	R27
3.53m ²	3.75m ²	3.95m ²	4.31m ²

※H26は当時の総面積1,040,503m²で算定しています。

ウ 今後の人団減少を考慮した試算

令和6年度（2024年度）時点の中核市平均の市民1人当たりの保有面積約3.41m²を基準に、今後の人団減少を考慮し試算すると、10年間で13.6%、20年間で20.9%の保有量を縮減する必要があります。

中核市平均（3.41m²）を基準とした場合の縮減目標

年	推計人口	必要縮減面積	縮減目標
R17	264,655人	141,844m ²	13.6%
R27	242,161人	218,549m ²	20.9%

4 施設管理の取組方針

（1）縮減に向けた最適化の取組方針

保有面積の縮減にあたっては、必要な住民サービスを可能な限り維持するものとし、改修や建て替えなどの機会を捉え、集約化・複合化等を進めることを基本とします。

また、集約化・複合化等により用途廃止した施設は、貸付けや売却等を行い、今後維持する必要がある施設に係る維持更新費用の財源確保に努めます。

ア 新規施設の設置及び取得の抑制

建築物系施設における新規施設の設置及び取得は原則行わないこととし、新たなニーズに対応する場合は、既存の施設の多目的化、複合化及び転用等を検討します。

なお、新たに施設の整備が必要となる場合は、市で保有する施設総量の縮減を図りながら、新たな整備需要に応えていくよう努めます。

イ 既存施設の見直し

各施設が持つ機能（提供している住民サービス）に着目し、次の観点から見直します。

（ア）機能の重複

施設は様々な法令などを根拠として整備していますが、利用者が受けるサービスが類似している施設もあります。これらの施設については、縦割りの法令などの分類や仕分けからではなく、利用者が受けるサービスに着目し、施設保有の在り方を見

直します。

また、NPOや社会福祉法人などが主体となった運営がふさわしい施設については、施設の譲渡などを進めます。

(1) 施設の有効性

施設による住民サービスの達成度については、利用者数や稼働率などがひとつの指標になります。利用者数が少ない施設や稼働率の低い施設は、効率的に利用されているとは言えません。市民ニーズの変化に伴い、施設に求められる役割も変化することから、利用者数が少ない又は稼働率が低い施設については、住民サービスに有効な施設であるかを検討したうえで施設保有の在り方を見直します。

ウ 施設のダウンサイ징

改修や建て替え等、施設の更新時にはダウンサイ징を進めることとし、特に次の点に留意します。

(ア) 面積の縮減

現在の需要のほか、これから的人口減少、特に少子高齢化社会がより進むことを前提に、施設規模やサービスの在り方を検討し面積の縮減を進めます。

(イ) 機能の効率化

当時の設置目的による単純更新を行うのではなく、現在の利用状況や利用者ニーズを的確に捉えることにより、利用者属性を問わない施設を目指し、機能が重複する施設等の縮減を進めます。

(ウ) ランニングコストの縮減

延床面積の縮減のほか、今後必要となるランニングコストの縮減にも目を向け、費用対効果を総合的に検証します。

(2) 点検・診断等の取組方針

日常点検をはじめ、各施設に応じた法令に基づく定期点検、設備の保守点検及び診断等を実施します。点検を通じて得られた情報を記録し、次の点検・診断等に活用するメンテナンスのサイクルの構築を図ります。

点検・診断等により利用者の安全性を確保できない損傷等が認められた施設については利用を中止し、緊急修繕・更新や解体撤去等の適切な措置を実施し、利用者の安全確保に努めます。

(3) 維持管理・更新等の取組方針

建築物系施設については、長寿命化工事及び建替時期の平準化の検討等により、限られた財源を効果的・効率的に活用した維持管理・更新等の実施を目指します。

都市基盤系施設については、予防保全の考え方立ち、劣化状況等の把握を行いつつ、計画的な維持管理・更新等を進め事業費の縮減・平準化によるライフサイクルコストの低減を目指します。

(4) 長寿命化の取組方針

適切な点検・診断を実施するとともに、予防保全を実施することにより長寿命化を推進し、長期にわたる安心・安全なサービス提供に努め、財政負担の軽減と負担の平準化を図ります。

(5) 財源確保の取組方針

ア 受益者負担の適正化

将来にわたり公共施設等による公共サービスを適切に提供するためには、多額の財政負担が必要となります。

建築物系施設では、施設の維持管理に必要な経費の一部について、令和6年度(2024年度)に、使用料・手数料の見直しに関する基本方針を定め、令和7年度(2025年度)に受益者負担について検証したうえで使用料の見直しを行い、令和8年度(2026年度)から運用することとしています。

また、都市基盤系施設では、老朽施設の修繕等を目的として令和6年度(2024年度)に下水道使用料金の見直しを行い、令和7年度(2025年度)から適用しています。

イ 未利用資産の売却・貸付

施設の機能統合などにより発生した未利用資産については、原則として売却又は貸付けなどを行い、老朽化対策の財源として盛岡市公共施設等整備基金に積み立てます。

ウ 地方債等の活用

建築物系施設の集約化・複合化、又は法定耐用年数を超えて使用するために行う改修工事、都市基盤系施設の長寿命化事業など、公共施設の適正化に取組む多くの事業は、公共施設等適正管理推進事業債の対象であることから、効果的に活用し財政負担の軽減や平準化を図ります。

(6) 官民連携の取組方針

既に民間事業者によるサービスの提供が行われている分野では、民間が培った高いノウハウの活用や、財源の効率的な運用を進める観点から、民営化、指定管理者制度及びPFIなどPPPの活用等により、民間がサービス提供しやすい環境を整え、増加するサービス需要に対応するとともに、質の高いサービスを提供します。

(7) ユニバーサルデザイン化の取組方針

施設の更新等に併せて、施設の位置付けや利用者の特性（高齢者、障がい者及び観光客等）を踏まえた検討を行い、ユニバーサルデザイン化に向けた部分改修、オストメイトやユニバーサルシート等を有する多機能トイレの整備及び災害発生時に求められる機能などについても、必要に応じ計画的に取組み、多様な人々が利用しやすい施設整備を推進します。

(8) 脱炭素化の取組方針

盛岡市気候変動対策実行計画～もりおかゼロカーボン2050～（令和4年（2022年）6月改訂）における公共施設への省エネ設備の導入目標を踏まえ、施設の更新等に併せて脱炭素化に向けた取組を推進します。

(9) 県や周辺自治体との連携の検討

本市は県庁所在地であり、図書館、ホールなどをはじめとし数多くの県有施設があります。また、盛岡広域圏の中心であり近隣には周辺自治体が保有している施設も数多くあります。

人口減少等により、施設の維持管理費用の確保が困難になることが予想される中には、県や周辺自治体と情報を共有し、サービスの提供を維持できる手法を検討します。

また、みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン事業で連携している盛岡広域8市町と、施設の情報やアセットマネジメントに関する情報を共有します。

(10) 新技術の導入

民間等で開発された優れた新素材・新工法等の新技術情報を活用し、効率的かつ効果的な施工の実現を検討します。

また、点検・診断等では、足場や点検車両の使用が困難な箇所において、ICT技術の活用やUAV技術の導入を検討します。

(11) 用途廃止施設の危険除去方針

用途廃止後、利活用が見込めない施設及び利活用されないまま老朽化した施設等については、安全性や周辺の環境に配慮し、解体等の検討を行います。

5 実施体制

本計画に基づく取組を、全庁的な視点で着実に推進するため、次の体制により実施します。

(1) 計画の管理

計画を一元的に管理するため、アセットマネジメントの専任組織である資産経営課が計画に関する事務を統括します。また、道路、橋りょう、上下水道等の都市基盤系施設については建設部が主管し、各施設所管部局で連携して取組を推進します。

(2) 盛岡市公共施設保有等検討会議の開催

全ての公共施設等の在り方について調整することが必要となるため、全庁横断的な検討組織である公共施設保有等検討会議により、施設の適正管理に係る取組みの検討、計画の見直しや進捗管理などを行います。

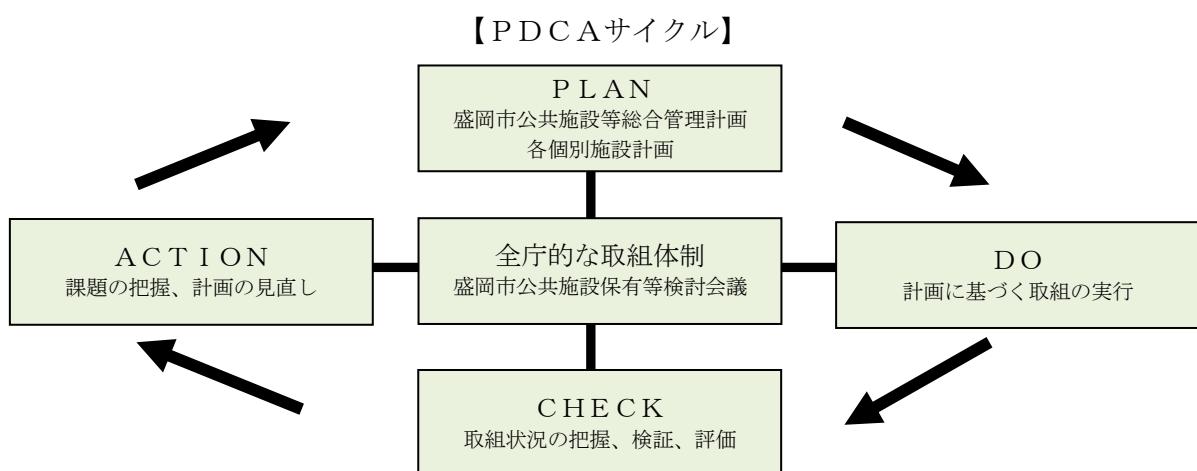
(3) 公共施設アセットマネジメントに対する意識の向上

研修などを通じて、全体的な公共施設アセットマネジメントの最適化に対する意識の向上、施設の維持管理や保全に係る知見の向上に努めます。

また、自治体経営の視点による取組が必要であり、今後の公共施設の在り方について検討を行います。

6 P D C A サイクルの推進

本計画の進捗状況等については、P D C A サイクルに基づき事業評価した上で、計画に反映するなど適宜適切な見直しを行います。また、議会への報告や市ホームページへの掲載等により市民への公表を行います。



第4章 施設類型ごとの管理に関する取組方針

1 建築物系施設

(1) 市民利用・活動施設

現状と課題

対象施設のうち、令和8年度（2026年度）時点で築30年を超える施設が約70%を占めていることから、多くの施設では、改修の時期を迎えることとなります。現状として、劣化・老朽化が進行しており、利用者の安全確保のため早期の対応が必要となっています。

また、今後の人口減少を見据え、改修等の前に利用者数や利用の仕方の把握を行い、過剰な投資とならないよう、施設保有について再検討する必要があります。

特に、小・中学校は、市民利用・活動施設の延床面積の半分以上を占めていますが、少子化の進行による児童・生徒数の減少は著しく、児童・生徒数に対し、過大な面積となっている学校もあります。盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画に基づく長寿命化工事の実施段階では、施設の老朽化に伴う維持更新費用が人件費や資材の高騰の影響を受けて高額となり、計画の進捗に遅れが生じています。

取組方針

持続可能なサービスを提供するために、20年目及び60年目前後で修繕、40年目前後で改修を行うなどの長寿命化（安全対策改修を優先）により維持更新費用の平準化を図りながら、人口が減少している状況も踏まえ、更なる総量縮減に向け、集約化等の検討を継続します。また、改修等の実施の際は、改修内容及び事業費の精査を徹底します。

(2) 歴史的建造物（文化財・景観重要建造物）

現状と課題

施設ごとの特徴や歴史的価値等により、維持管理のための修繕であっても、施設の形状や構造、意匠などを変更できないことや、統一的な管理ができないことがあります。施設によっては劣化が進行しているものがあります。

取組方針

点検結果等に基づき優先順位を定め、修復等を計画的に行います。修復等の実施に当たっては、歴史資料としての真実性に配慮することとし、これまでの修復等の履歴や各種資料の調査研究成果に基づき、個別施設計画を策定しながら実施するものとします。

なお、実施に当たっては、国土交通省、文化庁、岩手県教育委員会、盛岡市文化財保護審議会委員及び盛岡市景観審議会委員等有識者の指導・助言を得ながら進めます。

(3) 市営住宅

現状と課題

市営住宅のうち、耐用年限（木造 30 年、準耐火構造 45 年、耐火構造 70 年）を経過している住棟は、159 棟のうち 65 棟と管理住棟全体の約 40% を占めています。将来の方向性（建て替えや用途廃止等）を踏まえ、必要な時期に適切な改善を進めていく必要があります。また、65 歳以上の世帯員がいる世帯の入居割合が全体の過半数を占めており、エレベーターの設置やトイレの洋式化の課題のほか、緊急通報のあり方などの見守り体制の構築について検討する必要があります。

取組方針

定期点検や日常点検結果を踏まえ、劣化が判明した部位については、計画的に予防保全的な修繕を実施します。また、一部の市営住宅については、個別施設計画に基づき、用途廃止を進めます。そのほか、時代の要請に応じた設備の設置を検討します。

(4) 消防屯所

現状と課題

施設の多くは木造であり、築 30 年を超える施設が約半数と多くの施設で老朽化が進んできています

消防団員数は年々減少傾向にあることから、組織再編の検討と共に施設の在り方についても検討が必要です。

取組方針

20 年目及び 60 年目前後で修繕、40 年目前後で改修を行うなど、長寿命化を図ります。なお、改修を行うよりも安価になる場合は、築 40 年以上を目途として建て替えます。

また、消防団組織の再編の検討と共に、消防屯所等の適正配置についても検討を行います。

(5) 火葬場

現状と課題

供用開始から 14 年と比較的新しい施設です。施設の運営・維持管理は、火葬場建設の事業者グループが出資・設立した特別目的会社を指定管理者として盛岡市火葬場運営・維持管理業務委託契約（平成 21 年度～令和 13 年度（2009 年度～2031 年度））を締結していることから、当該契約に基づいた維持管理を行っています。長期の契約期間を活かし、計画的に維持管理を行なっています。

取組方針

使用年数の経過とともに建物や設備の損傷や不具合が生じることが予測されており、計画的に日常点検、定期点検、測定及び整備等を実施することで適切な状態を維持し、施設の長寿命化を図ります。

(6) 清掃関連処理施設

現状と課題

全施設のうち比較的新しい施設においても、令和8年度（2026年度）時点で築30年を超えるなど、老朽化が進んでおり、修繕を必要とする箇所が増えていきます。また、県央ブロックごみ処理広域化の推進の動向を見ながら、施設の在り方等について隨時見直しが必要です。

取組方針

個別施設計画に基づき継続利用する施設については、定期的な点検等により現状把握に努め、県央ブロックごみ処理広域化の動向を見ながら、各施設の修繕計画を策定することにより適切な予防保全をし、適正処理の継続や更新費用の縮減を図ります。

また、埋立処分場及び浸出水処理施設は、埋立終了後も廃止基準が満たされるまで維持管理を続けます。

(7) クリーンセンター

現状と課題

令和10年度（2028年度）には、建築構造躯体が築30年になることから、長寿命化を図るための対策が必要になってきます。

また、令和14年度（2032年度）に新ごみ焼却施設が稼働予定となっていることから、施設の在り方等について隨時見直しが必要です。

取組方針

個別施設計画と別途策定しているプラント設備改修計画を並行運用しながら、定期的な点検等により現状把握に努め、その結果を踏まえて計画的に改修し、建物及び設備機器の機能を適正に維持します。

(8) 学校給食センター

現状と課題

盛岡市都南給食センターを用途廃止し、令和5年度（2023年度）に新たな盛岡市学校給食センターを稼働しました。

一方、盛岡市玉山給食センターは、耐用年限とされる 30 年を超過しており、平成 9 年（1997 年）からの 2 か年でドライ方式に改修する増改築工事を行いましたが、その後の施設の改修計画がなく、事後保全型の維持管理を実施してきたため、施設・設備全体の老朽化が進んでいます。

なお、少子化等の影響により、学校及び学校給食センターを取り巻く環境が刻々と変化していることを踏まえ、今後の児童生徒数の将来推計を注視しながら、調理機器の更新などによる効率的な施設運営や維持管理等、施設の在り方について検討する必要があります。

取組方針

給食センターは、最長 50 年間使用することを目標に、予防保全を取り入れながら計画的に長寿命化を図ります。

(9) 駐車場

現状と課題

市営駐車場の整備は、駐車場法により、道路交通の円滑化を図ることを目的として進められてきました。こうした中、岩手公園地下駐車場は、築約 55 年になり老朽化が進んでいるほか、マリオス立体駐車場についても構造躯体や機械設備の更新時期に入り、多額の更新費用が必要となっています。

取組方針

各事業手法によるコスト比較をした上で、駐車場の在り方を検討します。

(10) 中央卸売市場

現状と課題

開設から 20 年以上が経過するとともに、これまで事後保全型の維持管理を行ってきたため、施設・設備の老朽化が進んでいます。生鮮食料品の流通に支障が生じないよう施設の長寿命化を図っていく必要があります。

取組方針

個別施設計画に基づき、計画的に施設・設備等の保全を行う予防保全型の維持管理に努めます。

(11) 病院

■現状と課題

建物については、屋上等の防水シート及び外壁などに一部劣化がみられるものの、比較的良好な環境を保っている状況ですが、設備機器については、更新時期を超過したものもあり、計画的な更新について課題となっています。

■取組方針

劣化診断の結果を踏まえ、病院施設維持管理実施計画の見直しを行い、施設の利用に大きな影響が生じないよう、予防保全に努めます。

2 都市基盤系施設

(1) 道路・橋りょう

道路施設には、道路の舗装、橋りょうのほか、道路に設置されている大型構造物としてトンネル、大型カルバート、横断歩道橋及び門型標識があります。

また、道路及び橋りょうには農道として管理するものと、林道として管理するものもあります。

いずれも、市民の生活を支える重要な施設ですが、維持管理や更新についてはそれぞれの特性を考慮する必要があります。

ア 市道

■現状と課題

道路の舗装は、時間とともに劣化が進行するものであり、道路の役割を果たし続けるためには、維持管理・更新を適切に行う必要があります。平成 25 年（2013 年）に点検した幹線道路 476.9 km のうち早期に修繕を必要とする延長は 90.2 km でしたが、令和 2 年度（2020 年度）までの進捗は約 25% となっており、計画に遅れが生じています。

■取組方針

道路の安全性の確保として、診断結果を踏まえた適切な措置を行い、道路舗装の長寿命化や舗装の維持修繕費のライフサイクルコストの縮減を目指します。

イ 橋りょう

■現状と課題

橋りょうについては、令和 10 年（2028 年）に約 4 割、令和 20 年（2038 年）には約 8 割が建設から 50 年を経過する状況です。定期点検において、緊急措置が必要とされている橋りょうはありませんが、長寿命化に向けて、早期に修繕等の措

置が必要な状態にある橋りょうを解消する必要があります。

取組方針

道路橋の機能に支障が生じている又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講すべき状態としないよう、着実なメンテナンスサイクルを実施します。

ウ 大型建造物

現状と課題

道路の付属物における健全度診断(定期点検)を行っており、19 施設中、健全なものが 7 施設、予防保全段階にあるものが 11 施設、早期措置段階にあるものが 1 施設あります。なお、緊急的に修繕を行わなければならないとされる緊急措置段階の施設はありません。

取組方針

大型構造物は、小規模な損傷でも利用者に被害を与えることがあるため、早期措置段階にある施設の修繕を優先した上で計画的な修繕を行い事故の未然防止に努め、長寿命化を図ります。

エ 農林道

現状と課題

令和 6 年（2024 年）の大雨災害により、林道が大きく損傷したため、早期の復旧が必要です。また、災害を受けていない農林道においては、未舗装部分の轍や穴ぼこ等の定期的な修繕が必要です。

農道橋りょう・林道橋りょうについては、令和 15 年（2033 年）には建設から 50 年を経過する高齢橋りょうが約 8 割となるため、維持管理・更新を適切に行う必要があります。

取組方針

災害により損傷した農林道は、農林水産業施設災害復旧事業として、令和 8 年度（2026 年度）内の完了を目標とします。

災害等の特殊な事情以外は、定期的な点検や日常的な維持管理の情報により、予防保全による長寿命化を進めることで、コスト縮減を図ります。

（2）河川

現状と課題

河川整備は昭和 50 年（1975 年）代から始められ、時代の要請に応じた対応をしてきましたが、完成から時間が経過した施設も多く、より効果的な維持と修繕・更新が求められています。

一部では護岸等の老朽化により修繕に要する費用が増大しており、今後、整備だけではなく、適正な維持管理を行っていく必要があります。

取組方針

河川点検等によって得られたデータに基づき、対策の必要性を検討したうえで、予防保全による維持管理を実施します。

(3) 公園

現状と課題

公園施設の老朽化が顕在化してきています。老朽化等により安全性が確保できない遊具、フェンス、ベンチ及びトイレ等の更新にあたっては計画的に行う必要があります。

取組方針

公園は数が多いことから、遊具、フェンス、ベンチ及びトイレ等の公園施設について長寿命化対策や計画的な更新を行うことにより、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの削減を図ります。

(4) 上水道

現状と課題

上水道の使用量は平成 12 年（2000 年）をピークに減少傾向にあります。将来的な人口減少から、長期的には配水能力が過剰となることが予想されます。

また、浄水場などの基幹施設の多くは、今後 10 年から 20 年のうちに多くの施設が法定耐用年数を経過する見込みです。

財源が限られる中で、施設の老朽度や重要度に応じた更新が喫緊の課題ですが、将来の水需要の減少に合わせた施設の再構築が必要となっています。

取組方針

日常の運転管理や点検などを通じて、施設の劣化状況と実態把握に努め、その情報管理を徹底することで、計画的な更新・改良に努めます。

将来の人口減少により水需要や料金収入が減少していくことを前提に、浄配水施設の統廃合を含めた施設規模の適正化を検討します。

(5) 下水道

現状と課題

道路陥没事故や機能停止を未然に防止するための予防保全への転換を図っていますが、施設が急速に老朽化を迎えていたため、維持、改築更新費用の増大が課題になっています。また、近年の気候変動に伴う局地的な大雨などへ対応するため、施設の清掃や泥上げなどによる維持管理を実施し、既存施設の能力を適正に活用することが重要となっています。

取組方針

日常の運転管理や点検などを通じて、施設の劣化状況と実態把握に努め、その情報管理を徹底することで、計画的な維持、改築更新に努めるとともに、施設の機能を適正に維持します。

(6) 盛岡駅西口地区

現状と課題

盛岡駅西口地区は、土地区画整理事業により整備されてから約30年が経過し、人工地盤の他、エレベーター・エスカレーター、防犯カメラ、照明等の老朽化が進行しています。これらの施設は、利用頻度も高いことから、今後さらなる劣化も進み、改修・更新に係る費用の増加が見込まれます。

取組方針

駅前広場としての交通結節機能に加え、歩行者の安全確保や快適な都市空間の形成に寄与する重要なインフラであることから、計画的な維持・修繕と設備更新を実施します。

用語の解説

あ

一般会計

福祉、教育、土木、衛生などの市町村の基本的な施策を行うための会計であり、主な歳入には、市町村税、地方交付税、国庫支出金等があります。

一般財源

地方税や地方交付税のように、使途が特定されていない財源をいいます。

大型カルバート（カルバート）

カルバートとは、主にコンクリート製で盛土あるいは原地盤内に空間を設けるために設置されるものです。

大型カルバートは、内空に2車線以上の道路を有する程度の規模を想定しています。（平成31年国土交通省 シェッド、大型カルバート等 定期点検要領より）

か

基金

一般世帯の貯金に当たるものであり、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置する特定目的基金と特定の目的のために定額の資金を運用する定額運用基金とがあります。

経常収支比率

市税のうち普通税、地方交付税のうち普通交付税など毎年度経常的に収入される使途の制限のない財源が、人件費、扶助費、公債費など毎年度固定的に支出される経常的経費にどの程度充てられているかを示す比率をいいます。

この比率が高くなるほど、新規の事業などを行う余裕が失われ、財政が悪化していることを示します。一般的には、都市にあっては75%程度が妥当とされ、80%が警戒ライン、90%が危険ラインとされています。

公営事業会計

本計画における公営事業会計とは、事業収入を主な財源として特定の事業を経理する会計をいいます。

公共施設アセットマネジメント

施設、設備を資産として捉え、その損傷・劣化などを将来にわたり予測することや管理運営における費用対効果を詳細に把握しデータ化することなどにより、効果的かつ効率的な維持管理を行うための方法のことをいいます。

公共施設等

公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいいます。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道）、プラント施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理施設）等も含む包括的な概念です。（総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」より）。

個別施設計画

個別施設ごとの維持管理に関する計画や長寿命化計画などをいいます。

さ

指定管理者制度

「公の施設」の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的としています。

た

長寿命化

老朽化している施設を計画的に更新し供用可能期間を延ばすことにより、更新に伴う大規模な財政支出を軽減する取組をいいます。

は

扶助費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法など各種法令に基づき、又は地方公共団体単独で被扶助者に対して支給する金品などに要する経費をいいます。

普通会計

個々の地方公共団体ごとの各会計の範囲が異なっていることから、その統一的な

財政比較を行うために設けられた地方財政統計上の会計区分をいいます。実際に各地方公共団体が「普通会計」を設置しているわけではなく、盛岡市の場合、一般会計と土地取得事業費特別会計等により構成されています。

普通建設事業費

道路や橋りょう、学校、庁舎など各種社会資本の新增設等事業を行う際に必要な全ての経費をいいます。

や

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、始めからできるだけ多くの人が 利用可能なように、都市や環境をデザインすること。

ら

ライフサイクルコスト

構造物等を取得・使用するために必要な費用の総額で、企画・設計から維持・管理・廃棄に至る過程で必要な経費の合計額を指す。

A

I C T

情報処理及び情報通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称です。

P D C A サイクル

Plan (計画) Do (実行) Check (評価) Action (改善) を継続的に行い、業務等を改善していく手法をいいます。

P F I

Private Finance Initiative の略称。民間の資金や経営能力及び技術的能力を積極的に活用して、公共施設等の建設、維持管理及び運営を行うことにより、効率的・効果的に社会資本を整備しようとする手法をいいます。

P P P

Public Private Partnership の略称。行政が実施している公共サービスや社会資本整備を計画段階から、民間事業者と協働で知恵と資金を出し合いながら実施し

ていくものであり、PFIや指定管理を始めとした官と民との連携による事業を総称した概念です。

UAV

人が乗ることができない飛行機、回転翼航空機等であって、遠隔操作または自動操縦により飛行させることができる小型無人航空機の総称。いわゆるドローン（マルチコプター）、ラジコン機等をいう。